

「信州版 新たな旅のすゝめ」 宿泊割事業 事業全般Q & A

2020.10.8現在

■事業全般Q & A

	質 問	回 答
1	今回の事業の目的は何ですか	観光事業者、旅行者がともに感染防止対策を行うことで、安全安心な信州の旅行を推進するとともに、国の観光支援策であるGoToトラベルキャンペーン開始後も苦しい状況が続く中低価格帯を中心とする宿泊施設の利用促進と、平日を含めた旅行の平準化を図ることにより、甚大な影響を受けている観光業全体の需要回復を目的としています。
2	今回の事業の具体的な内容は何ですか。	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカバー信州県民宿泊割第2弾:長野県内在住者（全日対象） ・GoTo信州！宿泊割～信州は平日がお得～:国内在住者（平日対象（年末年始、金土・祝前日が対象外）） <p>【割引額】 長野県内の宿泊施設での1泊以上の宿泊を伴う旅行代金 1人1泊当たり（1旅行当たり2泊まで） 5千円以上8千円未満の宿泊旅行代金：1千円 8千円以上2万円以下の宿泊旅行代金：2千円 ※GoToトラベルキャンペーンとの併用は可能</p> <p>【実施期間】 第1期：令和2年10月8日チェックインから12月1日チェックアウトまで（第2期以降は決まり次第お知らせします）</p> <p>【申込方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事前登録のある旅行会社での割引 ② ①③の取扱いがない宿泊事業者の場合は直接予約から割引 ③宿泊予約サイト（OTA:じゃらん.net、楽天トラベルの宿泊予約サイトより割引クーポンを取得）
3	割引はいつからですか。	10月8日チェックインから対象になります。 また、予約についても10月8日から始まりますので、8日以降にインターネット予約サイト（OTA：じゃらん.net、楽天トラベル）で発行される割引クーポン券を取得頂き予約されるか、各旅行会社で割引を受けてください。また、OTA及び旅行会社からの送客がない宿泊施設については、直接予約から割引になる施設もありますので、詳細については、下記特設HPを御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)
4	10月8日より前に予約したものは対象になりますか。	対象になりません。10月8日以降に宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）で発行される割引クーポン券を取得頂き予約されるか、各旅行会社で割引を受けてください。また、宿泊予約サイト及び旅行会社からの送客がない宿泊施設については、直接予約から割引になる施設もありますので、詳細については、下記特設HPを御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)

5	どうしたら利用できますか。対象旅行会社はどこですか。	取り扱う宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）、旅行会社から予約してください。また、そのいずれも取扱のない宿泊施設は直接予約でも利用可能です。詳細は特設WEBサイトで閲覧可能です。 (https://tabi-susume.com/)
6	宿泊予約サイトや旅行会社から利用できる宿泊施設はどこですか	取り扱う宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）及び旅行会社へ直接お問い合わせください。旅行会社等により希望の宿泊施設を取り扱えない場合もありますので、御了承ください。
7	直接、宿泊施設に予約した場合は割引になりますか	宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）、及び旅行会社のいずれも取扱いがない宿泊施設の場合は直接予約して割引を利用できません。その他の宿泊施設は利用できません。直接予約の割引の対象になる宿泊施設については、以下のHPより随時更新してまいりますので、御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)
8	対象となる商品はどんなプランでもいいですか	5,000円以上20,000円以下の宿泊を伴うプランなら対象です。交通付きの場合は特に車内での感染症対策をお願いします。
9	一人当たり何泊まで割引の対象になりますか。	お一人様1旅行当たり2泊までの利用となります。ただし、旅行会社でご予約頂く場合には、別日程での別旅行であればお一人様何回でもご使用いただけますが、宿泊予約サイトをご利用の場合には、お一人様2枚までとなりますので、ご注意ください。また、予算額に達し次第終了となりますので、御了承ください。
10	家族で旅行する場合、子どもや幼児はどうカウントするのでしょうか。	子どもや幼児も対象です。 それぞれの旅行代金に対して、割引対象の金額が御確認ください。
11	「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。	事前にプランとして設定されている、宿泊代、飲食代、観光施設利用料、消費税を含みます。
12	修学旅行は対象になりますか。	修学旅行は対象になりません。ただし、クラブ活動もしくは部活動のスポーツ合宿、ゼミ合宿等は対象になります。 ※要綱の一部を変更しました。
13	旅行ツアーは、対象になりますか。	長野県内での宿泊を伴う事前登録された旅行会社のツアーであれば、対象になりますが、詳細は旅行会社に確認をお願いします。
14	日帰りバスツアーは対象になりますか。	日帰りのバスツアーは対象になりません。なお宿泊を伴うバスツアーは対象になります。
15	国のGo Toトラベル事業との併用はできますか。	併用可能です。 例えば宿泊旅行代金10,000円の場合...Go toトラベルキャンペーン3,500円割引+2,000円割引(本事業)=割引額5,500円(実支払い額4,500円)【55%割引】になります。
16	市町村が実施する割引との併用はできますか	県では市町村事業との併用を妨げないこととしています。なお実際に併用できるかは各市町村にご確認ください。

17	県で実施している宿泊延期クーポンとの併用はできますか。	併用はできません。また「宿泊延期クーポン」だけでなく、「小さなお宿応援事業」や「安全・安心な修学旅行等サポート事業」など県が実施している事業との併用はできません。
18	国のGoToトラベルクーポンや、地方自治体などによる独自の割引制度、OTA等が発行するクーポン割引をあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。	元値をもとに計算することを基本とします。国や他の自治体などによる独自の割引制度等による割引後の価格をもとに県の支援額を算出する必要はありません。
19	事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。	事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付きプランとして申し込みを行っていた場合には、朝食代金も含めて支援の対象です。 <u>一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。</u>
20	事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。	事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。
21	安心旅人宣言カードの持参・提示は割引するに当たって、必ず必要ですか。	長野県では、全ての旅行者に安全安心な旅行を楽しんでいただくため、「安心旅人宣言カード」（下記PDFを印刷して切り取ってお持ちください。）を作成し、旅行者にも旅行前の体調管理や旅行中の感染防止対策の徹底をお願いしています。本事業においてもカードの提示・携行を励行していますが、提示等がない場合は、マスクの着用や手洗いの励行、宿泊施設が行う取組への協力について、旅行者への御案内をお願いします。 https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/documents/tabii.pdf
22	長野県在住者は、ディスカバー信州県民宿泊割第2弾とGoTo信州！宿泊割の併用はできますか。	同一者に対して、同一日の宿泊分に併用することはできません。